

山辺町ごみ収集所維持管理奨励金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、山辺町ごみ収集所の設置等に関する要綱（平成15年町告示第26号）に基づき、家庭等から出されるごみの収集を円滑に行うために、地区等が設置するごみ収集所について、当該地区等の自主的な維持管理を促し、もって環境行政の更なる進展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、奨励金の対象となる維持管理とは、次に掲げるものとする。

- (1) ごみ収集所の新たな設置（移設・更新を含む。）
- (2) ごみ収集所の修繕（防鳥ネットの設置を含む。）

(奨励金対象)

第3条 奨励金の交付の対象となるのは、山辺町ごみ収集所の設置等に関する要綱に基づき、ごみ収集所を設置した者とする。ただし、山辺町地区設置に関する規則（平成26年町規則第12号）別表に掲げる地区のみとする。

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおり算出し、予算の範囲内において交付する。

- (1) ごみ収集所の新たな設置
50,000円を上限とし、設置にかかった費用の3分の2の額
- (2) ごみ収集所の修繕
10,000円を上限とし、修繕にかかった費用の全額。ただし、年間1回を限度とする。

(事前協議)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者は、事前に維持管理の内容を町長に届け出なければならない。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、奨励金の対象となる維持管理が完了した後、ごみ収集所設置奨励金交付申請書（様式第1号）又はごみ収集所修繕奨励金交付申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

(審査)

第7条 町長は、前条の奨励金交付申請書に基づき、内容を審査のうえ、奨励金を交付するものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成13年度分の奨励金から適用する。

附 則（平成15年3月28日告示第27号）

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月8日訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。